

「医療・介護 連携シート」の運用方法（案）

I 「医療と介護 連携シート」について

1 はじめに（目的）

病気や障害により要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活をおくるには、早期に相談・対応ができ、なおかつ関係機関の連携による一体的なサービス提供が重要です。このため医療と介護の連携を推進する仕組みづくりや環境整備を目的として、基本となるシートを作成しました。本人・ご家族が安心して療養生活がおくれるよう、このシートをきっかけとして関係機関の間で、適切な対応と活発で効果的な連携が図られることをめざしています。

2 作成の経緯

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要とされています。国では、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取組を推進しており、その一環として、ICT（情報通信技術）を活用した医療・介護連携や連携パスの作成と活用等の取組が推奨されています。

また、独自の医療・介護連携シートの作成と活用の取組が、多くの自治体で取組まれており、練馬区においても平成25年度に「在宅療養推進協議会」を立ち上げ、医療、介護、介護家族代表者の方々とともに連携のありかたについて協議を進めてきたところです。

この「医療・介護 連携シート」は、必要な情報は、一人ひとり多岐にわたりますが、最低限必要な情報は何か、医療・介護を必要とする本人の情報、関わる医療機関や介護サービス情報等精査し、連携の入口のところで必要な情報が記載できるものとして作成しました。

3 シートの概要

本人・ご家族を中心にした連絡を補完し、主治医、薬剤師、ケアマネージャー、介護サービス事業所職員、高齢者相談センター職員等が必要な情報共有を図るための基本となる本人情報、関係機関情報を記載するシートです。

お薬手帳とともに携帯し、必要に応じて連絡メモを添付するなど工夫し、状態を適切に必要な方に伝え、早期に相談・対応が図られるよう活用してください。

Ⅱ 「医療・介護 連携シート」の運用例

1 運用方法（案）

- ① 連絡の中心にいるのは本人およびご家族です。本人・ご家族からの連絡や本人・ご家族を介しての連絡だけでは、十分な情報共有が難しい場合は、同意を得ての連携をお願いします。

特に医・医連携、医・介連携、介・介連携については、(1)誰から誰への連絡か、(2)本人かご家族の同意、の2点を確認したうえでの連絡をお願いします。
- ② このシートは情報共有のための1つのツールであり、ケースバイケースにて、文書、メモ、チェックシート、電話連絡、FAX等もっとも適切な手段を工夫し、連絡をやりとりしてください。
- ③ 情報を共有する医師をはじめ薬剤師、介護職の方々の多忙な勤務状況を考え、最低限伝えなければならない情報を簡潔に連絡することが求められます。

文書での回答を強要するもの、長文の連絡は避け、相手方の確認や了承のみで済むような連携をお願いします。（連絡事項の末尾に確認のチェック欄を設ける等）
- ④ 相手の負担に配慮することは必要ですが、必要な情報が共有できないことで、本人の病状やご家族にマイナスの状況が生まれることは避けたいところです。

目的を明確にし、必要性和手段をよく考えることを原則に、積極的な連携が図られることを望みます。
- ⑤ 医師との連絡においては、基本的に病名や診療情報そのものの照会ではなく、在宅療養生活を支援していくための必要な情報共有を想定しています。

病名等の診療情報を提供していただく必要が生じた場合は、診療報酬の対象となり自己負担が生じる可能性がありますのでご注意ください。
- ⑥ 個人情報保護の観点から、FAXやコピー利用の場合は、誤送信や原稿の未回収に細心の注意を払ってください。万が一に備え、直前に電話で知らせた上で氏名を伏せる、個人情報を消す等の配慮をお願いします。

2 連携シートの活用例（あくまでも必要最小限に！）

本人・ご家族から

- ・チェックシートの添付による、家庭での定期的な病状チェックの報告
- ・服薬による症状の変化の記録を添えて報告
- ・受診時に伝えることを忘れがちな、生活の中での病状の変化をメモで連絡
- ・認知症が疑われる言動等の報告
- ・生活や治療への希望を記入したシートをはさみ、将来への意思表示

介護サービス職員から（本人・ご家族による連携シート同意欄への記入のもと）

- ・ サービス利用時の状況（体調・服薬効果等）を記載したシートにて報告
- ・ 本人・ご家族が医師に伝えたい情報を代筆、代弁にて補完

医師から

- ・ 在宅生活や介護サービス利用時に必要な、伝えておくべき医療的配慮を連絡（摂食・入浴・排泄・就寝時の配慮等）
- ・ 状態に応じた服薬方法などを指示書で連絡

3 「医療・介護 連携シート」活用のイメージ 別紙

4 Q & A

本人・ご家族向け Q & A

Q1 連携シートの管理や責任の所在は？

A 原則管理者は、本人（もしくは後見人）やご家族であり、責任は管理者にある。個人情報漏えい等、人為的なミスによる責任は、医療・介護の側にもかかる。

Q2 連絡先や連絡内容への同意を撤回することは可能か？

A 本人・ご家族は、同意をした後で、取りやめることもできる。同意後に撤回された場合でも、医療や介護サービスの利用にあたり、不利益は受けることはない。

Q3 連絡をどうやって送ればいいか？

A 原則は、医療機関を受診する際や介護サービス事業所等を利用時に、本人・ご家族がお薬手帳とともに携帯し、持参する。

Q4 診療所や病院、介護サービス事業所には周知されているのか？

A 練馬区医師会に所属する医療機関には、医師会を通じて…
介護サービス事業所には、練馬区介護サービス事業者連絡会を通じて…

介護事業所・医療機関向けQ&A

Q1 どのように使えばいいのか？

- A 必ず使わなければならないというものではない。
情報共有を深めることで、本人が一体的な支援を受けられるよう使用。
連絡方法については、必要な情報を精査し、書式、方法等を工夫する。
ご本人やご家族の同意のもとサポートする形で使うことに留意が必要。

Q2 医療機関と介護サービス事業所間の連絡において、本人・ご家族を介することが困難な場合にはどうしたらいいか？

- A 連絡先、連絡の内容について、本人・ご家族の同意を取った上で、関係機関の間で連絡を取る。その際も同意があったことを連絡先に伝える等、個人情報の取扱にはくれぐれも留意。

Q3 特に留意することは何か？

- A お互いがより良い関係を築いていくことを意識して活用。
例えば、本人・ご家族がわからない専門用語の使用などは避ける。時には、顔の見える関係で情報共有を図る等の気配りを。

Ⅲ 運用手引書構成（案）

1章 「医療と介護 連携シート」について

- (1) 目的
- (2) 作成の経緯
- (3) シートの概要

2章 「医療と介護連携シート」の運用例

- (1) 運用方法
- (2) 運用の具体例
- (3) シート活用の連携のイメージ

3章 Q&A